

過疎地域持続的発展計画

**令和3年12月 策定
(令和4年10月 一部改定)**

福井県

1 基本的な事項

(1) 計画の主旨

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条に基づき、先に定めた「福井県過疎地域持続的発展方針」を踏まえて定めるものであり、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とする。

(2) 県内の過疎地域

県内の過疎地域は、大野市、勝山市、あわら市のうち旧芦原町区域、永平寺町のうち旧上志比村区域、池田町、南越前町、越前町のうち旧越前町区域、若狭町のうち旧三方町区域であり、特定市町村は、福井市のうち旧美山町区域および旧越廻村区域、おおい町のうち旧名田庄村区域である。(以下、過疎地域と特定市町村を併せて、「過疎地域」という)

(3) 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向

県は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成および地域資源を活用した地域活力の更なる向上を図るため、移住定住や地域間交流の促進や地域社会を担う人材の育成、産業の振興、交通施設の整備と交通手段の確保、地域の情報化、子育て環境や医療の確保など、ハード、ソフト両面からの各種施策を市町と連携しながら行い、市町過疎計画を包括的に支援する。

(4) 過疎地域の持続的発展の基本目標

県内の過疎地域は、人口減少や少子高齢化が進んでおり、地域の産業や生活を支える担い手が不足している状況にある。今後の過疎対策においては、地域内外の人との関わり合いの中で、次の時代に生きる人を育てるとともに、地域資源をさらに活用しながら、過疎地域の持続可能な地域社会の形成に向けた施策を実施していく。

【基本目標】

「合計特殊出生率 1.80 以上」(目標年次 2030 年)

- ・県過疎計画の前期（2021～2025）、後期（2026～2030）を通して達成する目標として設定し、
前期計画においては、目標値に向け合計特殊出生率を推移させる。

「社会増の維持」(目標年次 2025 年)

- ・県過疎計画の前期（2021～2025）で達成する目標として設定

(5) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の進行管理については、「福井県長期ビジョン」および「第2期ふくい創生・人口減少対策戦略」の達成状況の評価により行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

事 業 名	事 業 内 容	備 考
移住定住の促進	<p>若者・子育てIターン応援事業 市町や企業とともに「仕事」「住まい」「定着支援」を組み合わせた「移住応援パック」を開発し、都市部人材とのマッチングを推進する。</p> <p>ふるさと福井移住・定住促進機構設置運営事業 就職、住居などに関する情報の提供、就農支援など、ふるさと福井への帰住を総合的に促進する。</p> <p>県外学生 UI ターン推進事業 就活前の学生を対象とした県内就職の意識醸成や就活情報サイトによる発信強化により、県外学生の UI ターン就職を促進する。</p> <p>県内学生定着支援事業 学生等の県内定着を支援するため、県内企業の魅力に触れる機会を全学年トータルに提供する。</p> <p>UI ターン人材開拓事業 人材開拓員を配置し、新たな移住層の開拓を行うとともに、I ターン者層向けに移住フェアを実施する。</p> <p>UI ターン移住就職等支援事業 東京圏はじめ全国からの移住者に対し、移住支援金を支給し、移住定住を促進する。</p>	
地域間交流の促進	<p>ふるさと納税を活用した交流人口拡大プロジェクト ふるさと納税をきっかけとした来県を促進するため、着地型ツアーや体験プログラム等の「ふるさと納税ツーリズム」を提供し、交流人口の拡大を図る。</p> <p>県外学生等との多様な「関わりしろ」拡大事業 都市圏の学生と福井県内の地域を結びつける活動を推進する。</p> <p>若者チャレンジ応援プロジェクト事業 地域活性化にチャレンジする若者を増やすため、「ふくい若者フォーラム」や若者の交流・活動拠点である「若者ステーション」、「県民ワクワクチャレンジプランコンテスト」を通じて活動を支援するとともに、福井県のワクワク・ドキドキを高めるため活動する若者を「チャレンジ応援ディレクター」が発掘、発信する。</p>	

事 業 名	事 業 内 容	備 考
人材育成	<p>地域おこし協力隊「ふくい元気づくり」事業 地域おこし協力隊の受入・定住を支援することにより、地域活動の活発化と若者の定住を促進する。</p> <p>地域おこし協力隊定着支援事業 地域おこし協力隊が3年間の任期終了後においても、地域に定着し、活動を継続して支援することで、協力隊の定住を促進する。</p> <p>FAA 学ぶなら福井！応援事業 県内すべての大学等が連携した「ふくいアカデミックアライアンス」が行う取組みを支援し、将来の福井の担い手を育成します。</p> <p>未来の産業教育ブーストアップ事業 県立高校の職業系高校において、企業や大学と連携した実習や研究により、地域産業をけん引できる人材を育成します。</p> <p>ふるさとの魅力発信推進事業 児童・生徒が地域の課題を見出し、課題解決に向けて他者へ発信する活動を通して、ふるさと福井に誇りや愛着を持ち、地域の魅力を発信できる人材を育成します。</p>	

3 産業の振興

事 業 名	事 業 内 容	備 考
農業の振興	<p>集落間の合意形成による鳥獣害対策実践事業 複数集落の連携による侵入防止柵の設置・維持管理および草刈り機の購入など、集落を超えた共助による鳥獣害対策の取組みを支援する。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業 豚熱の感染拡大防止（大野市等）と重要文化的景観に選定されている越前海岸（福井市、越前町、南越前町）の水仙被害の減少を強化するため、急峻な奥山等に生息するイノシシ、ニホンジカの捕獲を実施する。</p> <p>広域捕獲事業 近年、生息域の拡大により農作物被害が増加しているニホンジカの捕獲を強化するため、生息密度の高い嶺北地域・南越前町、嶺南地域・美浜町周辺において、県が事業主体となった捕獲を実施する。</p> <p>中山間総合対策支援事業 中山間地域の担い手の機械や施設、省力化機械の導入や大型特殊免許取得等、農作業受委託にかかる費用を支援するとともに、農作業の応援体制を構築し、中山間地域の農村に人が住み続け、多様な担い手が支える中山間地域の営農体制を構築する。</p> <p>中山間営農継続支援事業 中山間地域での農作業で負担となる草刈りや防除の機械化を支援するとともに、農作業受委託にかかる費用を支援することで、中山間地域の営農継続を図る。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業 急傾斜や自然的条件による小区画、不整形等、平地に比べて生産コストが高い中山間地域で農業生産を行う農業者を支援する。</p> <p>「いちほまれ」トップブランド確立事業 本県農業の主力の米である「いちほまれ」の販路拡大対策や販売促進を図り、日本一のブランド米へ育てる。</p> <p>ふくいそばの魅力全国発信事業 本県のそばの魅力を県内外にPRするほか、生産性を向上するための技術導入を支援し、県産そばの消費拡大を図る。</p> <p>6次産業化推進事業 事業者の加工機械や施設整備を支援するほか、県内の6次産業化推進体制を整備し、プランナーの派遣・指導により、新たな需要に対応した新商品の開発や県内・県外への販路開拓等、経営改善や付加価値向上の取組を支援し、6次産業化を推進する。</p>	

事業名	事業内容	備考
農業の振興	<p>中山間集落農業支援事業 中山間地域の集落において、集落の将来の営農体制の計画づくりや作成された計画に基づく機械・施設等の整備を支援し、集落ぐるみの営農体制の構築を進め、中山間地域の農業の維持・活発化を図る。</p> <p>園芸経営者誘致事業 都市圏での誘致セミナーや現地視察会等を行うとともに、U・Iターン研修生に対する支援を拡充することで、農業経営を目指す新たな担い手の誘致を強化する。</p> <p>食の國ふくい販路開拓事業 県産農林水産物の販路拡大を図るため、首都圏販売拠点の設置や飲食チェーン店とのタイアップ、商談機会の提供等を実施する。</p> <p>ふくいの県産品マッチング機会創出支援事業 県内の中小企業者が製造、販売する食品および生活雑貨について、首都圏を中心に県外への販路開拓を支援し、商品を通じて県の知名度を高めるとともに、企業の売上拡大を図る。</p> <p>ふくいワイン事業 県産ワインの生産にかかる人材を育成するとともに、県産ブドウを使用した委託醸造等の支援を行い、「ふくいワイン」による中山間地域の振興を図る。</p> <p>最適土地利用対策事業 耕作放棄地の解消や発生を防止するため、地域の特性を活かした農地の利用を進めるための計画づくりや簡易な農地整備、粗放的農地の利用方策の実証等を行う。</p> <p>農山漁村交流人口拡大施設整備事業 交流拠点施設(道の駅等)を軸として、高速交通体系整備を機に増加が見込まれる観光客を農山漁村に呼び込み、回遊するための施設等整備を支援する。</p> <p>農遊促進事業 大型直売所などの拠点施設を中心に、観光農園・農家レストラン・農家民宿等の農村を体感するコンテンツをつなげ、農村での交流人口の増加を図る。</p> <p>里山里海湖ビジネス実践力強化事業 農家レストランや農家民宿等を開始する人材等を育成するとともに、ビジネス実践者の課題解決を支援する。</p> <p>経営体育成基盤整備事業 (下庄北部地区) 用排水路 L=8.8km、暗渠排水 A=11.1ha (上庄大井1期地区) 用排水路 L=9.6km、客土 A=5.0ha (上庄大井2期地区) 用排水路 L=12.5km、客土 A=5.1ha</p>	

事業名	事業内容	備考
農業の振興	<p>(上丁地区) 用排水路 L=9. 2km、整地工 A=8. 5ha 農道工 L=3. 4 km</p> <p>(新郷下番地区) 排水路 L=1. 2 km、暗渠排水 A=117. 0ha</p> <p>(重義地区) 用水機改修 1式、暗渠排水 A=54. 0ha</p> <p>(大矢戸地区) 区画整理 A=40ha</p> <p>(塚原1期地区) 区画整理 A=76ha</p> <p>(小山地区) 区画整理 A=190ha</p> <p>(池田中部地区) 区画整理 A=46. 1ha</p> <p>(池田水海地区) 区画整理 A=36. 3ha</p> <p>(名田庄地区) 区画整理 A=65. 3ha</p> <p>(井江葭地区) 区画整理 A=28. 5ha</p> <p>基幹水利施設ストックマネジメント事業</p> <p>(真名川用水地区) 水管理システム 1式</p> <p>(牛ヶ原地区) 揚水機場工 1式</p> <p>(桝谷地区) 水管理システム 1式</p> <p>(舟津地区) 排水路 L=114. 0m</p> <p>中山間地域総合整備事業</p> <p>(大野坂谷2期地区) 用排水路 L=22. 4 km、暗渠排水工 A=19. 6ha 他</p> <p>(勝山東南部地区) 用排水路 L=13. 5km、農道 L=1. 5 km 他</p> <p>(南越前東部地区) 用排水路 L=15. 3km、暗渠排水工 A=8. 0ha 他</p> <p>(南越前第2地区) 用排水路 10. 0km、農道 L=1. 0km 他</p>	
林業の振興	<p>コミュニティ林業支援事業 集落の実情に応じた組織化や取組みに支援するとともに、森林所有に対する基盤整備を行うことにより、総合的な森林整備を図る。</p> <p>間伐材等安定供給促進事業 川上・川下を通じ、効率的かつ効果的な機械・設備を導入し、林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給や利用の確保を推進する。</p> <p>間伐材生産拡大事業(燃料供給支援) バイオマス発電等のC材の安定供給を支援し、間伐材生産の増加を図るとともに、森林所有者の経営意欲を向上させる。</p> <p>ウッドトライ推進事業 県産材利用を推進するため、民間施設における県産材を使用した木造・木質化への支援およびPRなどにより県産材の利用拡大を図る。</p> <p>ふくい林業カレッジ研修事業 「ふくい林業カレッジ」を運営し、就業前の若い世代等に森林・林業の専門知識などを習得させることにより、林業を担う人材を育成する。</p>	

事業名	事業内容	備考
水産業の振興	<p>水産多面的機能発揮対策事業 水産業・漁村の持つ、多面的機能（水産物の安定供給、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の提供など）の効果的・効率的な発揮に資する地域住民が地域ぐるみで取り組む共同活動に対して支援する。</p> <p>ふくいが誇る越前がに漁業を持続的に支える資源対策推進事業 ズワイガニの保護礁の再生や稚ガニ生息情報をリアルタイムで把握し、漁業者へ情報提供することで新しい資源管理手法を構築する。</p> <p>水域環境保全創造事業(小規模漁場保全事業) 福井地区（越前町）海底耕耘 1式</p> <p>定置漁業・底曳網漁業振興対策事業 持続的かつ安定的な漁獲を確保するため、漁業経営体の経営基盤を強化し生産量の増加に向けた活動を支援する。</p> <p>ふくいの養殖ネクストチャレンジ事業 陸上養殖や複合養殖等の新技術を活用した養殖生産を拡大する取組みを推進するとともに、マハタ等の新ブランド魚の生産拡大を図る。</p> <p>若年遊漁者増加対策・内水面漁場調査事業 種苗放流の効果を上げるための調査やアユ釣り道具の整備費や釣りガイド派遣費に対して支援する。</p> <p>海の担い手育成対策事業 独立自営を目指す新規漁業就業希望者に対して漁業体験や技能研修を行い、海の担い手を確保する。</p> <p>ふくい水産カレッジ研修事業 水産業の新規就業者確保のため、カレッジを設置し研修を行う。</p> <p>養殖業生産拡大支援事業 県立大学や水産学術産業拠点において育成した人材や企業による養殖業参入に向けた設備投資費等を支援する。</p> <p>企業型養殖参入支援事業 県内で養殖業の参入を検討する企業に適地選定に必要な情報を提供するとともに、企業訪問等の誘致活動を実施する。</p> <p>海岸堤防等老朽化対策事業(茱崎漁港海岸) 護岸補修工 1式</p> <p>水産物供給基盤機能保全事業(越前漁港) 防波堤補修工 1式</p>	

事 業 名	事 業 内 容	備 考
地場産業の振興	<p>ふくいの逸品創造ファンド事業 地場産業が培ってきた技術や豊かな農林水産物など「福井の強み」を活かした新商品・新サービスの開発や販路開拓に要する費用の一部を助成する。</p> <p>税制上の優遇措置</p> <p>(1) 市町過疎計画における産業振興促進区域内で、一定規模以上の工業生産設備または農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業の用に供する設備を取得等した個人および法人について、次の県税の課税を免除する。</p> <p>①事業税 3年間または3事業年度（製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業部門に直接従事する人数の割合分）</p> <p>②不動産取得税 課税時（製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業に直接供する土地、建物）</p> <p>③固定資産税 3年間（工業生産設備または農林水産物等販売業、情報サービス業等および旅館業の用に供する設備に係る大規模償却資産のみ）</p> <p>(2) 畜産業、水産業を営む個人については、事業税を5年間免除する。</p>	
企業の誘致対策	<p>産業団地整備事業補助 市町が実施する産業団地の建設に対し、支援を行う。</p> <p>企業誘致補助金 企業が行う県内での新たな立地や増設等の支援を行う。</p>	
起業の促進	<p>6次産業化推進事業【再掲】 事業者の加工機械や施設整備を支援するほか、県内の6次産業化推進体制を整備し、プランナーの派遣・指導により、新たな需要に対応した新商品の開発や県内・県外への販路開拓等、経営改善や付加価値向上の取組を支援し、6次産業化を推進する。</p> <p>地域おこし協力隊「ふくい元気づくり」事業【再掲】 地域おこし協力隊の受入・定住を支援することにより、地域活動の活発化と若者の定住を促進する。</p> <p>開業支援資金 意欲的な中小企業の創業を促進し雇用機会の創出および地域経済の発展と活性化を図る。</p> <p>地域連携創業支援事業 商工会・商工会議所の支援を受けて事業計画を作成した創業者を支援し、地域の創業者の持続的成長を図る。</p>	

事業名	事業内容	備考
起業の促進	<p>ふるさと納税による新事業創出支援事業 クラウドファンディング方式で全国からふるさと納税を集め、県内事業者の創業、新商品開発、販路拡大など新たな事業を支援する。</p>	
商業の振興	<p>商店街等集客力向上支援事業 商店街の振興の取組みについて市町が計画を策定し、その計画に沿って商店街等が取り組むことについて支援を実施する。</p> <p>地域おこし協力隊「ふくい元気づくり」事業【再掲】 地域おこし協力隊の受入・定住を支援することにより、地域活動の活発化と若者の定住を促進する。</p>	
情報通信産業の振興	<p>県内企業のDX推進事業 企業のデジタル技術の導入を促進し、ウィズコロナ時代に対応した県内企業のデジタルトランスフォーメーションを推進する。</p>	
観光・レクリエーション	<p>福井を学ぶ体験旅行推進事業 大都市圏の学生を対象に、福井県ならではのプログラムを学び体験する教育旅行を推進する。</p> <p>DMOによる観光地域づくり推進事業 福井県版DMOが地域の観光を担うプレーヤー支援やマーケティング調査等を行うことにより、地域が一体となって観光に取り組む基盤づくりを図る。</p> <p>周遊・滞在型観光推進事業 複数市町が連携した周遊・滞在型の観光を推進することにより、北陸新幹線敦賀開業や中部縦貫自動車道全線開通に向け、さらなる誘客拡大や地域の活性化を図る。</p> <p>バスツアー造成促進事業 首都圏からの新たな観光誘客を図る。</p> <p>高速交通網整備に合わせた誘客強化事業 北陸新幹線や舞鶴若狭自動車道を利用した首都圏や関西・中京圏からの誘客を強化する。</p> <p>六呂師高原活性化事業 六呂師高原の各施設レベルアップ等を図り、中部縦貫自動車道の開通効果の最大化と地域の活性化を目指す。</p> <p>コンベンション・MICE誘致促進事業 国際会議や学会等を誘致し、本県への誘客を促進する。</p> <p>オーベルジュ誘致推進事業 地域の食材を活かした宿泊機能付きレストラン(オーベルジュ)を誘致する。</p>	

4 地域における情報化

事 業 名	事 業 内 容	備 考
通信施設等の整備	携帯電話・高速インターネット・CATV 施設整備事業 地域の実情に応じた ICT 基盤の整備を支援し、県内の情報通信格差の是正を図る。	
情報通信技術の活用	電子申請システム運営事業 県および市町により電子申請・施設予約窓口を運営し、インターネット等により、公共施設の予約や空き状況の照会、県や市町への申請・届出を可能とする。	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

事業名	事業内容	備考
補助国道 (規定区間外)	<p>道路新設改良事業</p> <p>国道 157 号 (勝山市平泉寺大渡～大野市南新在家) 道路改良 L=1,575m</p> <p>国道 158 号 (福井市境寺町～計石町) 道路改良 L=5,320m</p> <p>国道 162 号 (若狭町鳥浜) 道路改良 L=690m</p> <p>国道 305 号 (越前町白浜) 道路改良 L=460m</p> <p>国道 365 号 (越前町梅浦) (南越前町板取) 道路改良 L=1,220m 道路改良 L=1,000m</p> <p>国道 417 号 (池田町板垣～越前市南坂下町) 道路改良 L=3,500m</p> <p>国道 476 号 (池田町白栗) 道路改良 L=1,000m</p> <p>雪寒地域道路事業</p> <p>国道 158 号 (大野市唯野) スノーシェッド</p> <p>国道 158 号 (大野市長野) 雪崩予防柵</p> <p>国道 417 号 (池田町田代～志津原) 雪崩予防柵</p> <p>国道 365 号 (南越前町脇本～東大道) 消雪工 L=1,200m</p> <p>災害防除</p> <p>国道 305 号 (福井市南菅生町～城有町) 落石防護柵工、吹付法枠工、他 (南越前町糠～大谷) 落石防護柵工他 (越前町午房ヶ平～南越前町大谷) 消波工他 (越前町梨子ヶ平～午房ヶ平) 落石防護柵工・ロープネット、他</p> <p>国道 162 号 (おおい町名田庄納田終) 落石防護柵工、吹付法枠工、他</p> <p>国道 158 号 (大野市西勝原～下山) 落石防護柵工、吹付法枠工、他 (大野市長野～東市布) 落石防護柵工、吹付法枠工、他</p>	

事 業 名	事 業 内 容	備 考
県道	<p>道路新設改良事業 (主)坂本高浜線 (おおい町石山) 道路改良 L=1,233m</p> <p>(一)常神三方線 (若狭町常神～遊子) 道路改良 L=2,260m</p> <p>(一)皿谷大野線 (大野市中挾～中保) 道路改良 L=1,000m</p> <p>(一)岡田深谷線 (おおい町芝崎～小浜市小屋) 道路改良 L=3,800m</p> <p>(主)福井四ヶ浦線 (福井市大味町) 道路改良 L=540m</p> <p>災害防除 (主)坂本高浜線 (おおい町名田庄奥坂本) 落石防護柵工、吹付法粹工、他</p>	
市町道	<p>道路新設改良事業 (町)稻荷水海線 (池田町稻荷～水海) 道路改良 L=約 1,000m</p>	
林道	<p>若狭遠敷線 幅員 4.0～5.0m 延長 769m 越前南部線 幅員 5.0m 延長 169m</p>	
地域公共交通の確保	<p>公共交通空白地交通確保モデル事業 住民互助による輸送、既存の交通機関の貨客混載など、持続可能な交通手段を拡大するため、各地域の取組みについて地元大学とともに調査・検証を行う。</p> <p>生活バス路線確保対策事業 地域住民の生活に必要不可欠な移動手段であるバスについて、国や各市町と協調して必要な助成措置を講じる。</p> <p>新モビリティサービス推進事業 地域公共交通の基盤整備に向けて、交通事業者や市町が行う新しい技術や手法の導入について支援する。</p>	

6 生活環境の整備

事 業 名	事 業 内 容	備 考
水道・下水道事業	<p>浄化槽設置整備事業 し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を整備することにより、公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の快適な生活環境の保全および公共衛生の向上を図る。</p> <p>生活基盤施設耐震化等事業 生活に密接に関係する水道施設等の耐震化の取組みや老朽化対策の取組みを支援する。</p>	
消防防災体制の強化	<p>消防団員活動活性化事業 大規模災害などに対する広域的な消防団活動に備えた資機材等の充実を図るため、他市町からの避難住民の受け入れや広域的な消防団活動に対し支援する。</p> <p>大規模災害団員等確保促進事業 大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員の装備の導入を支援し、団員の確保を図る。</p> <p>消防団員確保推進事業 消防団員の確保のため、女性、学生、若者や被用者などの入団促進を図る。</p> <p>防災士養成事業、地域防災力向上事業 自主防災組織の質的な充実を図るため、防災に関する実践的知識と技術を有し、防災活動の指導的役割を担う人材を養成する。</p> <p>個別避難計画作成促進事業 避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、市町の個別避難計画作成を支援する。</p>	
災害対策	<p>砂防事業 土石流等の土砂災害から人家、耕地、公共施設等を守り、民生の安定と国土の保全を図る。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地の崩壊による災害から人家等を守り、民生の安定と国土の保全を図る。</p>	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容	備考
子育て支援	<p>オールふくい連携婚活応援事業 県民の結婚を応援する拠点「ふくい婚活サポートセンター」において、AIを活用したマッチングシステムの運用や広域イベントを開催し、オールふくい体制による結婚支援を進める。</p> <p>子だくさんふくいプロジェクト 3歳未満児の第2子保育料について、経済的状況に応じ段階的に無償化、一時預かり利用料等の無償化について第2子まで拡大、第2子以降の3歳未満の児童を家庭で子育てる世帯に対し、経済的状況に応じて手当を支給する。</p> <p>保育人材センター設置運営事業 潜在保育士の掘り起こし、就労マッチング等による再就職支援、保育士等からの相談対応による離職防止、高校生等を対象とした職場体験による保育士のイメージアップを行う。</p> <p>保育士等トライアル就労応援事業 非正規雇用(短時間等)を希望する保育士などの最初の2ヶ月間の雇用に必要な経費を支援することにより、将来的な正規化を図る。</p> <p>「ふく育」応援事業 すべての子育て世帯や妊婦を応援する店舗等を「ふく育」応援団として登録し、子育て世帯等に割引や優待のサービス提供や外出サポートを行う。また、登録店舗等を対象にした「ふく割」クーポンを発行する。</p> <p>子どもの遊び場整備事業 天候にかかわらず、子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場の充実のため、市町が全天候型遊び場を整備する際の費用を支援する。</p>	
認定こども園	認定こども園施設整備補助事業 民間認定こども園の整備に助成し、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進める。	
介護老人保健施設	介護施設等整備事業 介護施設等の新築および増築、開設準備に助成する。	
障がい福祉施設	障がい者福祉施設整備事業 民間障がい者施設の整備に助成し、障がい者が身近な地域で安定した日常生活を送ることができる環境を確保する。	
高齢者福祉の向上	<p>高齢者の外出付添サポート事業 住民ボランティア団体等による高齢者の通いの場や買い物の外出支援を行う体制整備を促進する。</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業 市町単位での在宅ケア体制の中心となるコーディネーターを配置する。全市町・都市医師会による「在宅ケア推進連絡会」の開催、健康福祉センター単位での連携体制整備のための地域研修会の開催をする。</p>	

事業名	事業内容	備考
児童・障がい者福祉の向上	<p>障がい者等雇用促進支援事業 障がい者等に対するインターンシップや短期の就業体験を実施し、社会経験の機会の提供と受け入れ企業の開拓を行い、障がい者の職業的自立と雇用の安定を図る。</p>	

8 医療の確保

事業名	事業内容	備考
医療の確保	<p>魅力ある医師の研修システム・医師派遣システム構築事業 福井大学と連携し、研修医に魅力のある研修システムを設けるとともに、医師不足となっている県内の公的病院、診療所に医師を派遣するシステムを構築し、地域に必要な医師の確保を図る。</p> <p>福井県ドクターヘリ運航事業 本県においてドクターヘリを運航し、全県対象に救急要請時や災害時、医師が早期に現場到着し医療処置を行うとともに、搬送時間を短縮することにより、救命率の向上や後遺症の軽減を図り、救急医療体制を強化する。</p> <p>へき地診療所設備整備事業 へき地の医療機関として必要な設備の整備を支援し、へき地医療の質的向上を図る。</p> <p>へき地DX推進事業 県内4か所のへき地診療所において、予約・問診・診察・会計の一連の機能を備えたオンライン診療システムを活用し、患者が住み慣れた地域で、質の高い医療を受けるための活用場面やシステムの有効性を検証する。</p>	

9 教育の振興

事業名	事業内容	備考
教育の振興	<p>県立学校タブレット活用促進事業 県立学校に整備した 1人1台のタブレット端末を効果的に活用する取組みを支援する。</p>	

10 集落の整備

事業名	事業内容	備考
集落の再編整備	<p>新福井ふるさと茶屋支援事業 集会施設や空き店舗等を活用し、住民の寄り合い場所や地元農産物等の販売を行う地域の「つながり力」を強化する拠点を整備する。</p> <p>地域おこし協力隊「ふくい元気づくり」事業【再掲】 地域おこし協力隊の受入・定住を支援することにより、地域活動の活発化と若者の定住を促進する。</p> <p>集落間の合意形成による鳥獣害対策実践事業【再掲】 複数集落の連携による侵入防止柵の設置・維持管理および草刈り機の購入など、集落を超えた共助による鳥獣害対策の取組みを支援する。</p> <p>生活バス路線確保対策事業【再掲】 地域住民の生活に必要不可欠な移動手段であるバスについて、国や各市町と協調して必要な助成措置を講じる。</p> <p>コミュニティ会館整備事業 集落の多目的な総合施設の新築、修繕により、住民の行う自主的なコミュニティ活動を推進する。</p> <p>集落活性化支援事業 市町が、将来にわたる集落機能の維持・活性化を目的として策定する「集落活性化計画」に基づき実施する施策を支援し、集落活動の活性化を図る。 ①担い手育成 ②集落間連携の体制づくり ③市町独自の地域活性化策 ④コミュニティ活動のコロナ対策</p> <p>次世代コミュニティモデル事業 少人数の集落でも「住民自治」による持続可能な互助コミュニティを実現するため、地域外人材の活用や民間企業との連携による地域課題解決策の検討・実証を行い、他の地域に展開できるようノウハウを構築する。</p> <p>地域コミュニティ支援事業 地域自慢の歴史や文化、風景、食などの「地域の宝」を磨き上げ、地域内外への情報の発信活動を通じて、ふるさとに誇りを持ち、活力ある地域コミュニティの形成を図る。</p> <p>住み続ける福井支援事業 子育て世帯や県外からの移住者、多世代同居による空き家の取得やリフォーム、旧耐震住宅への建替え等を支援する。</p>	

1.1 地域文化の振興等

事業名	事業内容	備考
地域文化振興施設	<p>福井の伝統的民家活用推進事業 市町が実施する伝統的民家や蔵などが集積する街並み景観の保全・活用に資する事業を支援し、地域の個性にあつた街並み活用を推進する。</p> <p>芸術文化活動推進事業 先進的・創造的な芸術文化活動や地域独自の文化を保存・活用する活動を支援し、文化団体や担い手を育成する。</p> <p>文化財保存修理補助事業 大規模な文化財緊急修理や整備事業の増加に伴い、従来より高額化する所有者の費用負担を軽減する補助制度を整備する。</p>	

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名	事業内容	備考
再生可能エネルギーの利用促進	<p>再エネ活用地域振興プロジェクト事業 再生可能エネルギーの導入内容や、地域活性化策を地域とともに検討するための協議会に対する支援、再生可能エネルギー設備導入に対する支援等を行う。</p>	

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

事業名	事業内容	備考
自然環境の保全および再生	<p>自然公園等整備事業 自然公園や長距離自然歩道等の保護と利用の増進を図る。</p>	

1.4 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考						
補助制度	<p>市町協働によるみらい応援プロジェクト 高速交通体系の整備に向け、地域資源の磨き上げを行い交流人口の拡大を図るため、各市町のそれぞれの特色を活かし独自に企画する地方創生のための取組みを支援する。</p>							
融資制度	<p>ふるさと融資制度 地域振興に資する民間投資を支援するために、地方公共団体がふるさと財団の支援を得て、民間事業者等に無利子資金の貸付を行う。(過疎地域において融資割合の引き上げ措置あり)</p> <p>市町振興資金貸付事業 過疎市町が過疎対策事業に利用する市町振興資金についてその条件を緩和する。</p> <table> <tr> <td>(1) 利率</td> <td>財政融資資金貸付金利の1／10 ※金利が0.1%(下限)を下回る場合は、財政融資貸付金利を適用</td> </tr> <tr> <td>(2) 貸付期間</td> <td>13年以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 償還方法</td> <td>元金均等年賦償還(据置1年以内)</td> </tr> </table>	(1) 利率	財政融資資金貸付金利の1／10 ※金利が0.1%(下限)を下回る場合は、財政融資貸付金利を適用	(2) 貸付期間	13年以内	(3) 償還方法	元金均等年賦償還(据置1年以内)	
(1) 利率	財政融資資金貸付金利の1／10 ※金利が0.1%(下限)を下回る場合は、財政融資貸付金利を適用							
(2) 貸付期間	13年以内							
(3) 償還方法	元金均等年賦償還(据置1年以内)							